

特定非営利活動法人安全安心科学アカデミー定款

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人安全安心科学アカデミーと称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を大阪府泉南郡熊取町に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 住民と共に放射線・原子力の問題についてコミュニケーションを図り、エネルギー問題、地球温暖化問題、環境問題、放射線・原子力等に関する諸問題を住民主導で対処できるようにすること。また、国際協力を含め住民より信頼される相談相手となり住民の心の支えとなる人達を育成し、地域安全活動と社会教育の推進に貢献することを目的とする。

(活動の種類)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 地域安全活動
- (3) 国際協力の活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第 5 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① エネルギー問題、地球温暖化問題、環境問題、放射線・原子力等に関する諸問題についての国内及び国際シンポジウム、講習会、勉強会、セミナーを企画・開催する事業
- ② 当該問題に関するわかりやすい正しい知識の普及活動を行うために必要な人材を育成し、社会教育を推進する事業
- ③ ホームページ等 I T の活用及び測定等の体験学習等を通じて当該諸問題に関する地域安全活動を推進する事業
- ④ 当該諸問題に関する緊急事態、異常事態に際し住民側に立った正しい情報を迅速に与え適切な支援を行う事業
- ⑤ 国内外における当該諸問題に関する調査研究を行う事業
- ⑥ 各種機関へ当該諸問題に関する住民側に立った提言・企画・立案を行う事業
- ⑦ 住民の安心と放射線の安全管理を司る放射線管理者等の育成及び資格認証を行う事業
- ⑧ その他目的を達成するために必要な事業

(2) その他の事業

- ① 広告事業
- ② 出版事業
- ③ ソフト開発事業

2 前項第 2 号に掲げる事業は、同項第 1 号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その利益は同項第 1 号に掲げる事業に充てるものとする。

第 3 章 会員

(種別)

第 6 条 この法人の会員は、次の 3 種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人（個人正会員）又は団体（団体正会員）

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、その事業を資金的に援助する個人又は団体

(3) 名誉会員 この法人に対して功労のあった者で理事長が名誉会員として認めた個人（入会）

第 7 条 正会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書により、理事長に申し込む。

理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。賛助会員についても同様とする。

第 8 条 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人又は当該団体にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第 8 条 正会員及び賛助会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。ただし、名誉会員は入会金及び会費の納入を必要としない。

(会員の資格の喪失)

第 9 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届を提出したとき。

(2) 個人正会員及び個人の賛助会員並びに名誉会員にあっては本人が死亡したとき、団体正会員及び団体の賛助会員にあっては当該団体が解散したとき。

(3) 継続して 3 年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第 10 条 会員は、退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品不返還)

第 12 条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第 4 章 役員及び職員

(種別及び定数)

第 13 条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 6 人以上 25 人以内

(2) 監事 1 人以上 3 人以内

2 理事のうち、1 人を理事長、2 人を副理事長とする。

3 理事及び監事をもって、法上の役員とする。

(選任等)

第 14 条 理事及び監事は、正会員の中から総会においてこれを選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事会において理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(顧問及び特別顧問)

第15条 理事長は役員その他、顧問及び特別顧問を置くことができる。

- 2 顧問及び特別顧問は、理事長に対し業務運営等に関して、高い見識を持って提言ができる有識者等で構成する。
- 3 顧問及び特別顧問は、理事長の要請に基づき理事会に出席して、意見を述べることができる。

(職務)

第16条 理事長は、この法人を代表し、理事長以外の理事は、法人の業務についてこの法人を代表しない。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の決議に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産及び会計の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正な行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期)

第17条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第18条 理事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第19条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の決議により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、決議する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬)

第20条 理事及び監事は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が定める。

(職員)

第21条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。職員の報酬は別途定める。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第22条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第24条 総会は、以下の事項について決議する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(5) 事業報告及び活動決算

(6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(7) 入会金及び会費の額

(8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第51条において同じ）
その他、新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) 事務局の組織及び運営

(10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第25条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき。

(2) 正会員の総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第16条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による招集の請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した電磁的方法を含む書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第28条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 29 条 総会における議決事項は、第 26 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 30 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について電磁的方法を含む書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 31 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 6 章 理事会

(構成)

第 32 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 33 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(開催)

第 34 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の 2 分の 1 以上から開催の請求があったとき。

(3) 第 16 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 35 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した電磁的方法を含む書面をもって、少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

(議長及び定足数)

第 36 条 理事会の議長は、理事長があたる。

2 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 37 条 理事会における議決事項は、第 35 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議決事項は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権)

第 38 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について電磁的方法を含む書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとし、みなす。

4 理事会の議決については、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 39 条 理事会の議決については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 40 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるもの等をもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) その他の収益

(資産の区分)

第 41 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の 2 種とする。

(資産の管理)

第 42 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 43 条 この法人の会計は、法 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第44条 この法人の会計は、特定非営利活動に関する事業及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人に事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第47条 予算超過又は予算外の費用に当てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第48条 予算議決後やむを得ない理由が生じたときは、総会の議決を得て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第49条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第50条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第51条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第52条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散及び合併)

第53条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属)

第54条 この法人が解散（合併または破産手続き開始の決定による解散を除く）した時に残存する財産の帰属先は、法に基づくものの内から総会の議決によるものとする。

(合併)

第55条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。

ただし、貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(雑則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事長がこれを定める。

2 この定款の変更に関して総会の承認後に所轄庁の認証を受ける過程で生じる語句等の軽微な変更はその対応を理事長に一任する。

附則（平成 13 年 11 月 28 日）

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立時の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。
 - (1) 個人正会員入会金 1,000 円
 - (2) 個人正会員年会費 3,000 円
 - (3) 団体正会員入会金 10,000 円
 - (4) 団体正会員年会費(1 口) 10,000 円
 - (5) 賛助会員入会金 50,000 円
 - (6) 賛助会員年会費(1 口) 50,000 円
- 3 この法人の設立当初の役員は、第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、次に掲げるものとし、その任期は、第 17 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 14 年 5 月 31 日までとする。

理事長	辻本 忠
副理事長	山本幸佳
副理事長	五十棲泰人
理事	上原利夫
理事	占部逸正
理事	大西輝明
理事	岡本賢一
理事	小川喜弘
理事	小田啓二
理事	川上猛雄
理事	佐久間洋一
理事	高淵雅廣
理事	吉田茂生
監事	石部政子

- 4 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第 45 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立初年度の事業年度は、第 50 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 14 年 3 月 31 日までとする。

特定非営利活動法人 安全安心科学アカデミー
設立代表者 辻本 忠

附則（平成 22 年 6 月 2 日）

- 1 この定款の変更は、所轄庁の認証を受けた日から施行する。
特定非営利活動法人 安全安心科学アカデミー
理事長 辻本 忠

附則（平成 24 年 8 月 2 日）

- 1 この定款の変更は、所轄庁の認証を受けた日から施行する。
特定非営利活動法人 安全安心科学アカデミー
理事長 辻本 忠

附則（平成 25 年 6 月 25 日）

- 1 この定款の変更は、所轄庁の認証を受けた日から施行する。
特定非営利活動法人 安全安心科学アカデミー
理事長 辻本 忠

附則（平成 29 年 9 月 11 日）

- 1 第 56 条のただし書きの規定は、法第 28 条の 2 第 1 項の規定の施行の日から施行する。
- 2 この法人の設立時の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。

（1）個人正会員入会金	1,000 円
（2）個人正会員年会費	3,000 円
（3）団体正会員入会金	10,000 円
（4）団体正会員年会費（1 口）	10,000 円
（5）賛助会員入会金	不 要
（6）賛助会員年会費（1 口）	50,000 円
- 3 この定款の変更は、所轄庁の認証を受けた日から施行する。
特定非営利活動法人 安全安心科学アカデミー
理事長 辻本 忠

附則（令和 6 年 2 月 19 日）

- 1 この定款の変更は、所轄庁の認証を受けた日から施行する。
特定非営利活動法人 安全安心科学アカデミー
理事長 辻本 忠

役員名簿

特定非営利活動法人 安全安心科学アカデミー

役職	氏 名	住所又は居所	報酬の有無
理事	いいだ としゆき 飯田 敏行		なし
理事	やぶした ひでき 藪下 秀記		なし
理事	さいとう まさひろ 齋藤 眞弘		なし
理事	しも みちくに 下 道國		なし
理事	たかふち まさひろ 高淵 雅廣		なし
理事	つじもと ただし 辻本 忠		あり
理事	やまもと たかよし 山本 幸佳		なし
理事	やぶした のぶき 藪下 延樹		なし
監事	ながい まさのり 永井 正哲		なし
監事	まつだ あつし 松田 淳		なし